

## 第 34 回サービス統計・企業統計部会結果概要（案）

1 日 時 平成 25 年 5 月 22 日（水） 13:30～16:30

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一

（専 門 委 員） 野辺地勉

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか  
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか

4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 概 要

- 最初に、第 33 回部会で野辺地専門委員から質問のあった、審査メモ中の「(1) 調査事項の変更」の「イ 従業上の地位」において、「二つの会社で役員を兼務している場合は、どのように調査票に記入するのか」について総務省統計局から、また、部会終了後に、北村委員から事務局に提出された、「電子マネーによる販売の把握」及び「インターネット販売の把握」についての質問について経済産業省から、それぞれ説明が行われた。
- また、前回部会において、事務局から論点を追加した商業統計調査の「調査事項の把握方法の変更」について、経済産業省から説明があった。
- 今回の部会において、26 年基礎調査において総売上高を把握することの適否を総合的に判断するため、これまでの 3 回の議論を踏まえ、本調査において「総売上高を把握」することの効果と懸念される事項を整理して最終的な判断をする予定であったが、都合により、次回の部会で行うこととされた。
- 審査メモ中の、「オ 商品手持額の把握」、「(2) 調査期日の変更」、「(3) 調査対象期間の変更」、「(4) 調査方法の変更 ア 本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」、「イ 調査票の種類の変更」、「ウ オンライン調査による調査票の回収業務の対象の拡充」、「エ プレプリント事項の拡大」、「(5) 調査事項の把握方法の変更」及び「3 集計事項」については、調査実施者の説明に対し適当であるとされた。
- なお、野辺地専門委員から、商業統計調査の調査期日について、今回の一体的実施以降は、元に戻すとの説明に関連して、この際、調査客体の立場に立って、実施期日の統一化を検討する必要があるとの発言があった。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

- (1) 「(1) 調査事項の変更」の「イ 従業上の地位」において、二つの会社で役員を兼務している場合の調査票の記入の仕方について（第 33 回部会の宿題）

- ・ いろいろなケースがあるので、調査票の記入の手引き等に、報告者が迷わないように丁寧な記載をしてほしい。

## (2) 「電子マネーによる販売の把握」及び「インターネット販売の把握」について（第33回部会後の委員からの質問）

- ・ 小売物価統計調査の変更の審議においては、通信販売価格の把握について、シェアが低いため、時期尚早と判断しており、本調査においてインターネット販売を把握するとするならば、インターネット販売のシェアを示した上で理由を明らかにしてほしい。
- ・ インターネット販売について、金額を把握できればベストだが、金額で答えられない場合に割合で報告してもらおうというのはセカンドベストである。
- ・ インターネット販売について、企業は受注の経路別に集計していないと思うので、感覚的でも、その販売割合を把握して、その結果をいかすことはセカンドベストだと思う。
- ・ 企業サイドからは、日常業務の中でできる限り簡便に答えたいので、実額でなくても、販売額の割合で答えることが可能という方法は、調査される側としては納得できる。
- ・ 何%というアバウトな数字で報告されたものを基に集計することが、どの位統計的に意味があるか、又は利活用上有効かについて、説明してほしい。
- ・ インターネット販売について、販売額を割合で回答することを可とすることの統計的な意味について、次回の部会で改めて説明してもらおうこととする。

## (3) 商品手持額の把握について

- ・ 商品手持額の把握について、年末時点の把握から年初及び年末の把握とすることについては評価したいが、法人企業単位となると、商品手持額に複数の商品が含まれることとなるのではないか。  
また、商品別の商品手持額については把握困難としているが、最も販売額の大きいもの、代表的な商品について書いてもらうことはできないか。
- ・ 本社と支社の場合、支社が独立会計単位となっていない場合があり、事業所単位での把握が困難な場合がある。また、独立会計単位を持っていても売上高や仕入高を商品別に把握していないケース、複数の事業所がそれぞれ独立会計単位を持っている場合など様々なケースが考えられるので、回答が容易にできるように質問の仕方を工夫してほしい。
- ・ 調査実施者は、記入の手引き等で、回答できる場合は回答してもらえるように工夫してほしい。

## (4) 「調査期日の変更」

- ・ 商業統計調査の調査期日の変更は今回限りということは、次回の調査では調査期日の変更されることになるが、継続性が保てないという影響があることを考えると、調査期日をどう整理するかということを統計調査全体として研究してはどうか。
- ・ 統計調査全体の調査期日をどうするかということは今回の部会審議の対象ではな

いが、重要な課題であり別の場で考えたい。

- ・ 御指摘については、調査周期の問題と併せて今回の諮問に係る答申とは別に、メモとして提出することを部会長と相談したい。
- ・ 経済センサス-基礎調査と商業統計調査の調査期日を一緒にすることにより、どのくらいコストが削減できるのか、概算でいいから具体的な数値を示してほしい。（
- ・ 平成 26 年度の予算は現在積算中であることから、事業所企業統計調査と商業統計調査を同時実施した際の情報を次回部会で報告をお願いする。

#### (5) 「調査対象期間の変更」

- ・ SNAの関係からも、調査対象期間を暦年とすることは必然だと思う。
- ・ 経済センサス-活動調査も暦年で把握しており、適切な変更だと思う。
- ・ 個人事業主にとっては年度の方が答えやすいが、所得税などは暦年で報告しているし、最近は小さな企業もパソコンなどで月ごとの売上高を把握できるので、若干の作業は伴うが許容できる範囲の変更である。

#### (6) 調査方法の変更「本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」、「調査票の種類の変更」

- ・ 今回の変更は、平成 24 年経済センサス-活動調査と同様の方法へ変更するものであり、同じ方法で調査が行われることは実査を担当する立場からはありがたい。
- ・ 試験調査結果からは、「総売上高」をとることにより回収率が 5%低下している。本社一括の督促業務は地方公共団体が行うこととされているが、回収率の低下からも地方公共団体の業務が増えることが予想され、厳しい業務体制からみて、できれば督促業務は国が行ってほしい。  
←基本的な考え方は変更しないが、具体的な作業内容については引き続き地方公共団体とコミュニケーションを図り、地方の負担軽減について検討していきたい。
- ・ 調査を受ける側としては、国や地方公共団体からではなく、民間事業者から督促や数値の確認を受けることには企業経営上神経質になるので、督促等を行うに当たっては、この点を配慮してほしい。
- ・ 地方公共団体が事業所に督促に行くと、今まで民間事業者が来ていたのに、どうして変更になったのかと驚かれる。本社一括の督促業務は地方公共団体が実施することを、きちんと報告者に伝わるようにしてほしい。
- ・ 調査実施者は、調査が円滑に行われるよう、地方公共団体及び民間事業者も含めて十分な意思の疎通を行って調査を実施してほしい。

#### (7) 「オンラインによる調査票の回収業務の対象の拡充」

- ・ オンラインによる調査票の回収業務の導入に伴い、記入時間が短縮できるとか、集計時間が短縮できるとか、誤記入が減るなど定量的なデータはあるのか。  
←試験調査結果においてオンラインでの回答結果は、総売上高の記入率は 96.8%となっており、同調査項目の記入率アップにつながったと考える。
- ・ オンライン調査では、未記入があるとシステム上で記入漏れが表示されるが、郵送の場合は審査に時間がかかるので、オンライン化はありがたい。
- ・ 報告者は、オンラインと郵送の選択はどのように行うのか。

←調査票にあらかじめ ID と確認コード(パスワード)がプレプリントされているため、報告者は郵送とオンラインのどちらでも選択できるようになっている。

#### (8)「プレプリント事項の拡大」

- ・ プレプリント事項を追加するものはないとあるが、積極的に国が把握している情報を報告者にフィードバックすることで、報告者もどんな形の情報を国で把握しているのか確認できることから、より拡大することが重要である。報告者も、その上できちんと回答しようとする事で記入率も向上すると思われるし、また、事業所母集団データベースが整備されようとする状況で、今後の調査においては、プレプリント事項の拡大を前向きに検討してほしい。
- ・ プレプリントの記載内容が異なっていた場合、報告者が修正して記入する意識が働くか、逆に金額等が近い数値ならそのまま提出することも考えられ、プレプリントの拡大に当たっては、検証を行うことが必要である。
- ・ プレプリント事項の拡大は、検証を進めつつも、進めていくのが正しい姿ではないか。
- ・ 調査員が高齢化しており、あってはならないことだが、報告者に行く前に調査票を落とすといった事故も想定されるので、その点も考慮した上でプレプリントの拡大を行ってほしい。
- ・ 調査票の配布のミスという危険性もあり、実証的な検証を行うことも必要ではないか。
- ・ 今回のプレプリント事項は、経営の機微に関するものではなく、公既の事実によるものであるが、東京都の御指摘は、総売上高を記載する時の話とのことでよいか。  
←今回のプレプリント事項については、比較的問題はないと考えている。
- ・ プレプリント事項において、事業所名のふりがながプレプリントされていないとの指摘をよく受けるが、ふりがなをプレプリントすることは可能か。

#### (9)「調査事項の把握方法の変更」

- ・ 補助用紙の配布については、調査票を配布する際に、その場で判断するのか。それとも全て渡すのか。
- ・ 調査票と補助用紙の使用の関係については、記入要領等に説明を記載するように工夫してほしい。

#### (10)「集計結果」について

- ・ 中小企業に関する集計を行うというが、中小企業の定義はしっかり定めているのか。  
←中小企業基本法と同様の定義にすることとしている。
- ・ 商品手持額について、前回は、産業分類4桁で表章されていたが、今回は産業分類3桁と表章が粗くなることから、先の指摘とあわせて、この点も検討していただきたい。

## 6 次回予定

次回は、平成25年5月29日(水)10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。